

播磨町中央公民館サークル活動のきまり

播磨町サークル連絡協議会会員は、公民館活動の目的を十分に理解し、次の事項を遵守して、開かれた健全なサークル活動をして下さい。

1 サークル

- (1) サークルは、特定の会員による閉鎖的なものでなく、いつでも誰でも入会し、活動できるものでなければなりません。
- (2) サークル運営は、会員による自主的な運営でなければなりません。
- (3) 各サークルは、公民館及び他のサークルと親睦をはかるとともに、情報交換等連携をもち、互いに協力しながら公民館活動の振興に努めなければなりません。
- (4) 公民館は、町民みんなの施設なので、公的行事等止むを得ない事情が起きた場合は変更することがあります。その際は部屋の譲渡を願います。
- (5) 播磨町内のサークル連絡協議会会員届出書（所定様式）を2月中に播磨町サークル連絡協議会に提出し、承認を受けて下さい。

2 会 員

- (1) 会員は、単に知識技能の習得に励むばかりでなく、公民館を活用する住民のひとりとしての自覚をもち、現代社会に生きる人間として常に自らを高めるとともに、仲間づくりを図り、率先して住みよい地域社会づくりに努めなければなりません。
- (2) 会員は、公民館が主催する学習会等に積極的に参加するとともに、自主的な学習会、交流会などを開いていただくことが奨励されます。更に、自ら進んで社会に奉仕する精神を養うとともに、ボランティア活動の実践に努めなければなりません。
- (3) 公民館の品位を著しく傷つけるような行為をした会員があった場合、その会員の属するサークルは、公民館での活動を遠慮していただく場合があります。

3 指導者

- (1) 指導者は、公的教育機関である公民館における活動の趣旨を理解し、ボランティアであるという自覚をもって指導にあたっていただくようお願いします。
- (2) 指導者は、そのサークルの技能・研究事項を指導する立場にたつものであって、決してサークルの運営にかかわるような代表者の立場にたつものではありません。

以上の事項を遵守して活動して下さい。もし、これらの事項が守られなかったり、虚偽の報告をしていたりした場合、以後の連絡協議会加入を取り消させていただく場合があります。